

令和5年度第2回豊明市地域公共交通会議 次第
(豊明市地域公共交通活性化協議会合同会議)

日時 令和6年3月26日(火)

午前10時00分から

場所 豊明市役所新館4階 第1委員会室

1 議題

【協議事項】

- (1) 令和5年度地域公共交通活性化協議会の補正予算について (資料1)
- (2) 令和6年度地域公共交通活性化協議会予算及び事業計画について
(資料2)

【報告事項】

- (1) 令和5年度事業実施報告について (資料3)
- (2) 高齢者タクシー初乗運賃助成事業実績報告及びアンケート調査の結果報告について (資料4)
- (3) 阿野町苅外山・上石田地区のチョイソコ停留所(実証)設置の中間報告について (資料5)
- (4) 豊明市地域公共交通会議設置条例の一部改正及び豊明市地域公共交通運賃等協議会設置要綱の制定について (資料6)
- (5) 豊明市地域公共交通活性化協議会への寄附報告について (資料7)

2 その他

- ・Cent Xについて(名古屋鉄道株式会社(資料机上配布))
- ・委員委嘱依頼(資料送付の際に同封)

今年度末で、委員の皆様任期が終了します。

来年度以降の委員について、事務局までご報告ください。(3/29まで)

令和 5 年度
豊明市地域公共交通活性化協議会
補正予算書（案）

令和5年度豊明市地域公共交通活性化協議会 補正予算

補正後歳入 510,000円

補正後歳出 510,000円

差引残額 0円

【歳入予算】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予算総額	内訳
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	10	0	10	地域公共交通活性化協議会負担金 10
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	0	500	500	三菱UFJ銀行寄附金 500
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	0	0	0	0
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	0	0	0
計			10	500	510	510

【歳出予算】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予算総額	内訳
1. 運営費			0	0	0	
	1. 会議費	1. 会議費	0	0	0	0
	2. 事務費	1. 事務費	0	0	0	0
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	10	500	510	消耗品等 10 チョイソコ車両ハンドレール設置 329 次年度繰越金 171
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	0	0	0
計			10	500	510	510

令和 6 年度
豊明市地域公共交通活性化協議会
事業計画及び予算書（案）

令和6年度 豊明市地域公共交通活性化協議会 事業計画

1 豊明市地域公共交通計画の事業実施

「豊明市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通活性化協議会を開催し、計画に基づく事業の実施及び進捗状況について審議を行う。特に、公共交通の運行に関する事業については、交通計画に記載した指標及び基準に基づき、評価を実施する。
- (2) 名鉄バスと共同で、小学生等を対象としたバスの乗り方教室・交通安全教室を実施する。
- (3) 図書館等の公共施設で、既存の駐輪場を活用したサイクル&ライドを継続し、推進する。
- (4) 豊明秋まつりでひまわりバス無料運行を行う。
- (5) その他、計画に掲げる事業を随時行う。

2 事業実施スケジュール（予定）

月	スケジュール
4月	・小学校等への乗り方教室・交通安全教室開催通知及び日程調整
5月	・環境フェスタへの参画 (ひまわりバス出展、ちびっこ運転士体験実施予定)
6月	○第1回地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議との合同開催） 決算報告、豊明市地域公共交通計画中間評価（令和5年度評価）
11月	・豊明秋まつりひまわりバス無料運行（第1土日） (ひまわりバス出展、ちびっこ運転士体験実施予定)
3月	○第2回地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議との合同会議） 予算審議、事業計画
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・バスマップ及びチョイソコマップ調製、配布 ・広報、HP、バス待合所掲示板等による公共交通情報周知 ・チョイソコ外出促進イベント実施 ・地域との意見交換 ・尾三地区広域公共交通推進協議会等での周辺市町連携 ・豊明高校イラストレーション部作品のバス車内展示 ・ひまわりバス車両購入及び車両ラッピング検討 <div style="text-align: right;">等</div>

令和6年度豊明市地域公共交通活性化協議会 予算

歳入 180,583円

歳出 180,583円

差引残額 0円

【歳入予算】

(単位：千円)


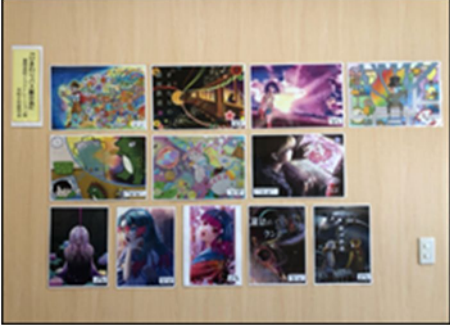
款	項	目	予算額	前年度	内訳
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	10	10	地域公共交通活性化協議会負担金 10
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	0	0	0
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	171	0	令和5年度繰越金 171
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	0	0
計			181	10	10

【歳出予算】

(単位：千円)

款	項	目	予算額	前年度	内訳
1. 運営費			0	0	
	1. 会議費	1. 会議費	0	0	0
	2. 事務費	1. 事務費	0	0	0
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	181	10	消耗品等 10 活性化協議会事業費 171
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	0	0
計			181	10	181

事業名	タクシー事業者との連携
事業内容	不審者情報等の連絡
実施主体	タクシー事業者・豊明市
<p>○タクシー事業者と行政による連携として、教育委員会等から連絡があった不審者情報等をタクシー事業者に情報提供し、地域の安全を守る目として、子どもの見守りや保護、徘徊者の発見や保護等にご協力いただきました。</p> <p>○令和5年4月から令和6年2月末までの期間</p> <p>不審者情報 2件 行方不明者情報 0件</p> <p>緊急情報連絡のイメージ</p> <pre> graph TD A[豊明市教育委員会] <--> B[愛知警察署] A --> C[豊明市企画政策課] C --> D[タクシー事業者] </pre>	
件名	不審者情報について(連絡)
内容	<p>下記のとおり情報が入りましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 発生日時 令和5年〇月〇日</p> <p>2 場 所 豊明市〇〇付近</p> <p>3 被 害 者 中学生女子生徒数名</p> <p>4 状 況 下校途中、男からカメラを向けられた。 振り返ると、黒っぽい服装の男が追いかけてきた。</p> <p>5 特 徴 年齢、身体的特徴、服装 など</p>

事業名	①公共交通の利用誘導 ②バスへの愛着（マイバス意識）の向上
事業内容	①教育機関との連携 ②市民による各種活動の促進
実施主体	豊明高等学校・豊明市
<p>○乗っていて楽しい環境整備</p> <p>令和4年度から引き続き、豊明高校イラストレーション部とコラボし、ひまわりバス車内に学生が描いたイラストを掲示し、乗って楽しい車内環境を整備しました。</p> <p>令和5年度からは前後駅バス待合所にもイラストを掲示しました。</p> <p style="text-align: center;">▼啓発イラスト一覧</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

事業名	①公共交通の利用誘導 ②バスへの愛着（マイバス意識）の向上
事業内容	①教育機関との連携 ②市民による各種活動の促進
実施主体	豊明市立沓掛小学校・名鉄バス・豊明市

○バスの乗り方・安全教室の実施

令和5年9月19日（火） 豊明市立沓掛小学校

名鉄バス㈱の協力のもと、小学校敷地内にバス車両を持ち込み、「バスの乗り方・安全教室」を実施しました。1年生を対象に実施し、普段触れることのないバス車両に興味湧き、盛り上がっていました。

▼バスの乗り方・安全教室 実施風景



事業名	公共交通の利用誘導
事業内容	関係団体との連携による公共交通の利用促進
実施主体	名鉄バス株式会社・豊明市

○環境フェスタとよあけで「EVバス車両展示」を実施

令和5年5月21日（日） カラット（共生交流プラザ）

環境フェスタとよあけで名鉄バス㈱の協力のもと、「EVバス車両展示」を実施しました。多くの方が、見慣れないEVバス車両に乗車したり、写真撮影を楽しんでいました。

▼EVバス車両展示 実施風景



事業名	バスへの愛着（マイバス意識）の向上
事業内容	関係団体との連携による公共交通の利用促進
実施主体	名鉄バス株式会社、豊明市

○「ちびっこ運転士体験」を実施

令和5年11月5日（日） 豊明秋まつり（カラット）

カラットで開催された豊明秋まつりで名鉄バス㈱の協力のもと、ひまわりバス車両を用いた「ちびっこ運転士体験」を実施しました。

紙製の運転士帽を被り運転席に座って写真撮影や、車いすの方の乗車体験など、多くの方にひまわりバスと触れ合っていました。

ちびっこ運転士体験参加人数 1,048人（保護者含む。）

（昨年参加人数 710人（保護者含む。）※前年比146%）

▼ちびっこ運転士体験 実施風景



事業名	公共交通の利用誘導
事業内容	商業施設との連携
実施主体	尾三地区自治体、名鉄バス株式会社、愛知運輸支局、愛知県バス協会などが主催

○バスフェスティバルの開催

令和6年2月4日（日） イオン三好ショッピングセンター

みよし市主導のもと、尾三地区自治体（みよし市、日進市、長久手市、東郷町、豊明市）と名鉄バスの車両展示や、ワークショップ（ぬりえ・缶バッジ作成）、抽選会等を実施し、広域公共交通のPRを行いました。

バスフェスティバル参加人数 約1,000人

▼バスフェスティバル 実施風景



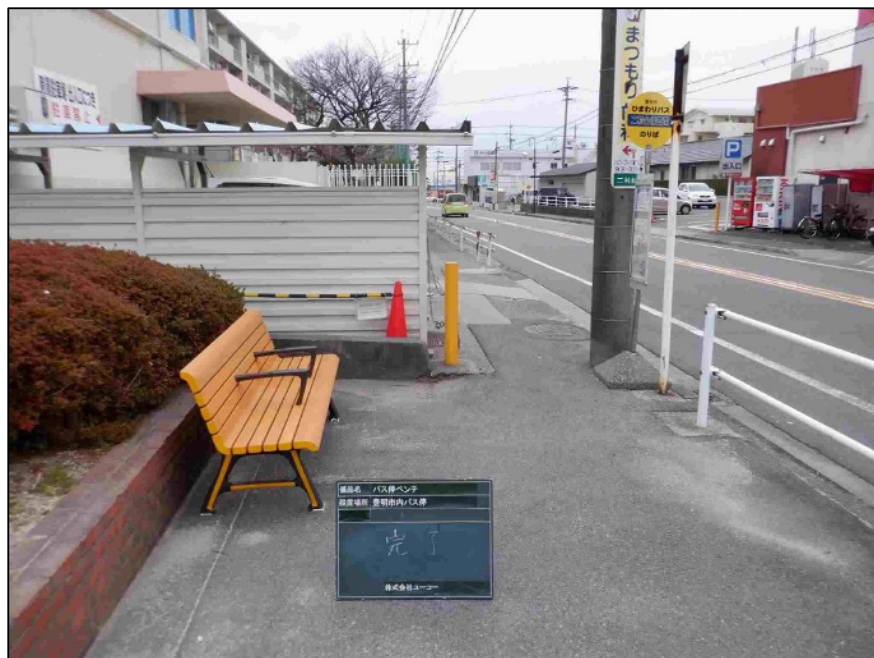
事業名	公共交通の利用誘導
事業内容	待合環境の改善
実施主体	豊明市

○ひまわりバス利用者のための待合ベンチを設置

ひまわりバス利用者の待合環境向上のため、市内15ヶ所のバス停に木製ベンチを設置しました。

ご協力いただけた民間企業の敷地内に設置しているベンチもあり、特に高齢の方にはご好評いただいています。

▼待合ベンチ設置写真



事業名	地域主体組織との意見交換
事業内容	各地区との公共交通環境向上に向けた取り組み
実施主体	勅使台区地域交通改善実行委員会、阿野地区、大脇地区、豊明市

○勅使台区地域交通改善実行委員会 令和6年1月28日(日)

公共交通の利用状況や今後の活動について意見交換を実施しました。

○阿野地区の公共交通を考える会

第1回 令和5年5月27日(土) 意見交換

第2回 令和5年8月21日(月) チョイソコ実証・停留所候補地選定

第3回 令和6年3月15日(金) チョイソコ中間評価

○大脇地区の公共交通を考える会

第1回 令和5年8月26日(土) 意見交換

○大脇地区地域路線検討部会

第1回 令和5年10月27日(金) 事業者からの提案等

事業名	公共交通の利用誘導
事業内容	サイクル&ライドの推進
実施主体	豊明市

○サイクル&ライドを推進し、公共交通の利用を誘導

令和5年3月～ 実証

令和5年6月～ 本格導入（市内4ヶ所）

市内公共施設のうち、他の公共交通へ乗り換え等が容易であり、既存の駐輪場が整備されている4施設（市役所、図書館、福祉体育館、文化会館）において、サイクル&ライドを導入し、公共交通の利用誘導を開始しました。

▼サイクル&ライド 実施風景



高齢者タクシー初乗運賃助成事業実績報告及びアンケート調査の結果報告について

■事業概要

対象者	市内在住の80歳以上の方 ※生年月日が昭和19年4月1日以前の方を対象 対象者6,944人(令和5年4月1日時点)
実施期間	令和5年11月～令和6年2月(4か月間)
事業内容	①利用希望者の申請により、 <u>初乗り運賃(500円)補助券</u> を交付 ②交付枚数は <u>16枚(月2回往復利用想定)</u> ③利用可能なタクシー事業者 (株)豊明交通、東名交通(株)
その他	申請の優先順位 ①障がい者タクシー助成 ②高齢者外出支援事業 ③本事業

■申請・利用状況

申請者数

10/29～11/2 特設ブース期間	11/6～11/30	12/1～12/28	1/4～1/31	合計
371人	307人	102人	63人	843人

利用件数

11月分	12月分	1月分	2月分	合計
951件	1,025件	824件	960件	3,760件

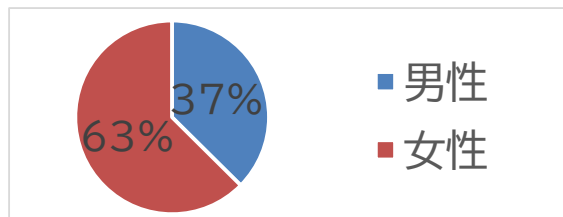
■調査結果まとめ

調査期間(1/17～2/5) 送付数780件(12月末時点申請者) 回収数559件 回収率71.7%

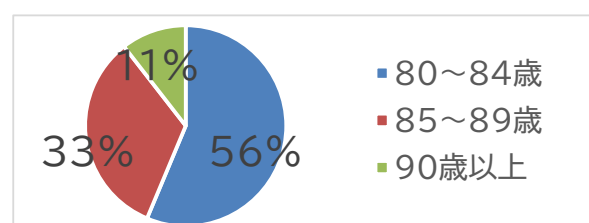
- 回答があった人のうち、運転免許の保有者は約24%で約4割の方が免許返納をされています。
 - 移動の変化では、事業実施により外出頻度が増えた方が約38%。タクシーの利用頻度が増えた方は約48%と外出促進に一定の効果が見られました。
 - 助成券の利用状況では、すべて使い切る見込みの方が約23%。半分以上残りそうだという方は約48%で、いただいた自由意見から利用期間(4か月間)が短かったことが伸び悩んだ要因だと考えられます。
 - タクシーの配車については、電話しても配車時間が合わないという意見が約12%ありました。
 - 事業の満足度としては、満足、やや満足、普通と答えた人が76%。やや不満、不満と答えた人が11%で全体的に高い評価を得られました。
 - 自由意見では、助かった。有難かった。次年度も継続してほしい。という意見が大多数(229件)。制度設計に関する意見のうち多いものから挙げると、利用期間を長くしてほしい(実証実験のため4か月間実施)。助成額を拡充してほしい。同乗者を含めた複数枚利用をしたい。という意見が10件以上。数は少ないが、送迎料金も含めてほしい。市外のタクシー会社も利用できるようにしてほしい。という意見もありました。
- その他に、他の公共交通機関との組み合わせや天候や荷物によって使い分けたという意見も、あわせて15件ありました。

■あなた自身のことについて

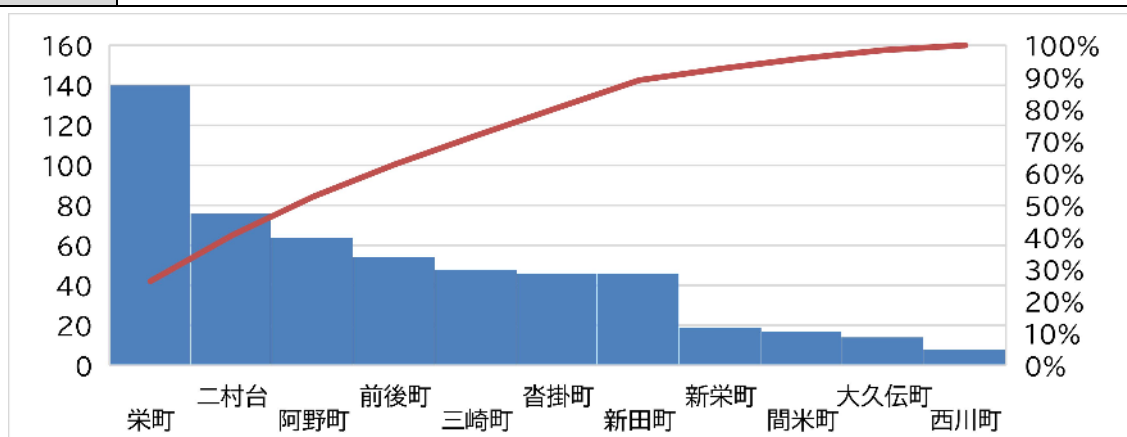
① 性別 N=532	1. 男性 (199)
	2. 女性 (333)
	3. その他 (0)



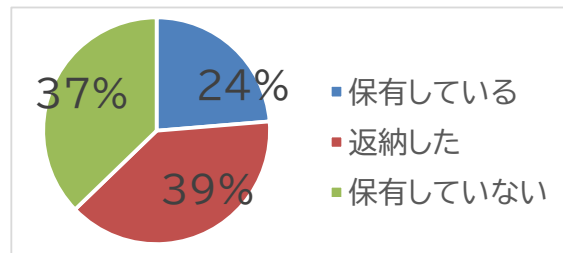
② 年齢 N=531	1. 80歳~84歳 (299)
	2. 85歳~89歳 (176)
	3. 90歳以上 (56)



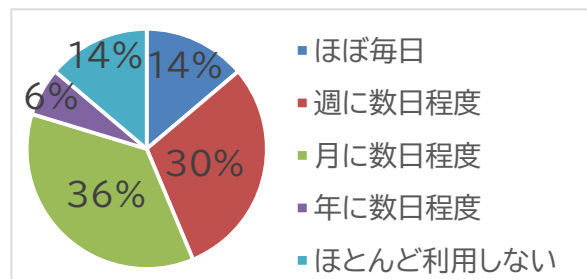
③ お住まいの地域 N=532	1. 阿野町 (64) 2. 大久伝町 (14) 3. 沓掛町 (46) 4. 栄町 (140)
	5. 新栄町 (19) 6. 新田町 (46) 7. 前後町 (54) 8. 西川町 (8)
	9. 二村台 (76) 10. 間米町 (17) 11. 三崎町 (48)



④ 運転免許証 保有状況 N=532	1. 保有している (126)
	2. 返納したため、保有していない (208)
	3. 保有していない (198)



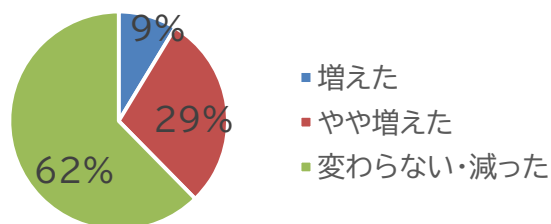
⑤ 自動車の利用頻度 ※家族等の送迎利用含む N=522	1. ほぼ毎日 (72)
	2. 週に数日程度 (156)
	3. 月に数日程度 (188)
	4. 年に数日程度 (34)
	5. ほとんど利用しない (72)



■移動の変化について

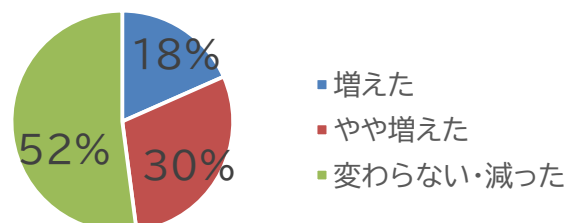
① 外出頻度 N=518

1. 増えた (45)
2. やや増えた (150)
3. 変わらない・減った (323)



② タクシーの 利用頻度 N=511

1. 増えた (94)
2. やや増えた (151)
3. 変わらない・減った (266)

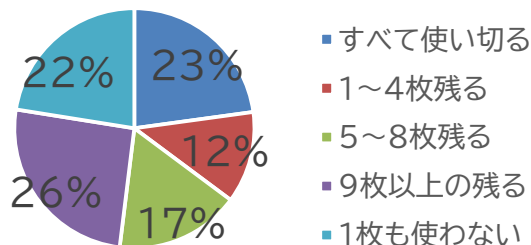


■今回の事業（実証）について

① 助成券の利用状況

※4ヶ月で16枚交付しています
※利用期限は令和6年2月29日迄
N=543

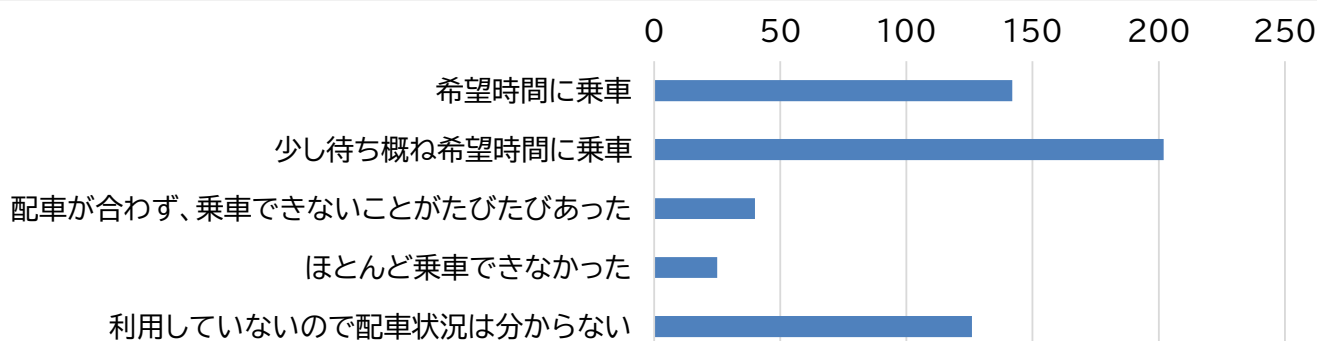
1. すべて使い切った、もしくは使い切れる見込み (124)
2. 1～4枚程度使い切れず、手元に残りそう (67)
3. 5～8枚程度使い切れず、手元に残りそう (91)
4. 9枚以上程度使い切れず、手元に残りそう (139)
5. 1枚も使うことはなさそう (122)



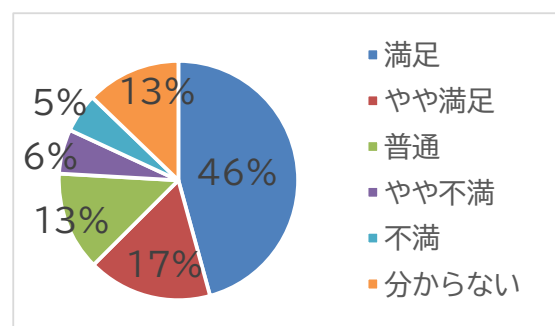
② タクシーの配車状況

※最も近いものを選んで回答
してください
N=535

1. 希望時間に乗車できた (142)
2. 少し待つ場合はあったが、概ね希望時間に乗車できた (202)
3. 配車時間が合わず、乗車できないことがたびたびあった (40)
4. ほとんど乗車することができなかった (25)
5. 利用していないので、配車状況は分からない (126)



③ 本事業の満足度 N=531	1. 満足 (243)
	2. やや満足 (89)
	3. 普通 (71)
	4. やや不満 (32)
	5. 不満 (28)
	6. わからない (68)



■ 今回の事業内容について、ご意見をお書きください（自由記述）

● 継続希望意見

- ・ 助かった 有難かった 今後も継続してほしい 229 件

● 助成内容などの制度設計に関する意見

- ・ 期間を長くしてほしい（今回は実証実験のため4か月のみ実施） 19 件
- ・ 500 円だと少し足りないので、さらに拡充してほしい 12 件
- ・ 助成券を 2、3 枚同時に使えるとよい 4 件
- ・ 2 人乗車すれば 2 枚使えるようにしてほしい 3 件
- ・ 初乗りではなく運賃の 500～1000 円割引だと嬉しい 3 件
- ・ 送迎分も含めてほしい 5 件
- ・ 市外のタクシー会社も使えると良い 3 件
- ・ 窓口に本人を連れていくのが大変だった 2 件

● その他

- ・ 利用したいときにタクシーが配車できない 21 件
- ・ ひまわりバスやチョイソコと組み合わせて利用したい（行き帰りや天候など） 10 件
- ・ 雨の日や荷物が多い時、体調が悪い時に利用した 5 件

阿野町苅外山・上石田地区のチョイソコ停留所（実証）設置の中間報告について

1 地域の現況

- ・阿野区 苅外山、上石田地区 124世帯 308人 高齢化率 24.3%
- ・刈谷市との市境にある市街化調整区域で、南北におよそ600m程度連なって形成されている集落。
- ・住宅地の擁壁が集落に沿って南北に伸びており、市街地への移動がし辛い。
- ・道が非常に狭隘であり、ひまわりバスなどの大型車両は適していない。

本地区の中央から最寄りの公共交通機関までの直線距離	名鉄豊明駅まで約950m ひまわりバス（阿野）まで約500m ひまわりバス（中島）まで約540m
---------------------------	--

2 経過

2022年12月6日	地元住民より相談・要望
2022年12月8日	現地確認
2023年1月31日	地元の代表者と打合せ開始
2023年5月27日	公共交通を考える会（第1回）を開催（ワークショップ形式）
2023年7月5日	交通会議でチョイソコ停留所の実証設置を承認
2023年8月21日	公共交通を考える会（第2回）を開催（現地調査。停留所3ヶ所位置決定）
2023年9月11日	停留所（実証）設置（～2024年9月30日）
2024年3月15日	苅外山・上石田地区チョイソコ検討会を開催（利用状況報告・意見交換等）

3 豊明市公共交通計画での本地域の位置付け



表 公共交通の機能分類

機能分類	機能	役割	該当路線
都市間幹線	本市と名古屋方面、豊橋方面の市町を結ぶ都市間移動	通勤、通学、買物、観光等の広域的な移動ニーズに対応	名古屋鉄道名古屋本線
広域幹線	本市と名古屋市、東郷町、日進市等を結ぶ、市域を超えた移動	通勤、通学、買物、通院等の都市間の移動ニーズに対応	名鉄バス 名古屋市営バス
都市連絡路線	本市と大府市、東郷町を結ぶ、市域を超えた移動	通勤、通学、買物、通院等の都市間の移動ニーズに対応	ふれあいバス（大府市） 東郷・藤田医大バス（東郷町）
市内幹線	市内の都市拠点をはじめとした市内拠点間の移動	通勤、通学、買物、通院等の移動ニーズに対応	名鉄バス
拠点連絡路線	市内の各拠点間及び主要施設間の移動	買物、通院等の地区間の移動ニーズに対応	ひまわりバス
地域路線	地域と各拠点、主要施設を結び、市内幹線や拠点連絡路線と接続	高齢者の買物、通院等のラストワンマイル等、各地域のニーズに応じた移動手段により、地区内の様々な移動ニーズに対応	チョイソコとよあけ（新たなモビリティ） タクシー
個別輸送	上記公共交通ではカバーできない移動	個別の移動ニーズに対応	タクシー 福祉タクシー

出典）豊明市地域公共交通計画 豊明市の公共交通ネットワークイメージ

4 チョイソコ検討会の結果

日時 2024年3月15日（金）午前10時～午前11時30分

場所 阿野ふれあい会館 会議室

人数 6人（地域主体組織11人中）+阿野区長、企画政策課

概要

■利用実績報告（2024年3月12日時点）

会員数 25名（住所 阿野町苅外山及び上石田 表記の方）

利用状況

停留所名	乗車人数	降車人数	実利用者数
苅外山北	6	4	2
苅外山南	4	4	2
上石田	11	7	3

■意見交換

利用した方の声

- ・苅外山南からカラットにチョイソコイベントに参加のため利用した。
- ・乗務員の方がフレンドリーで、乗っていて楽しかった・快適であった。
- ・バーコード決済も対応していて良い。
- ・一度チョイソコに乗ってみたいと、その人にとってのチョイソコの良さ悪しが分からないと思う。

利用しなかった方の声

- ・乗り方が分からないので、一度乗ってみることそのものに勇気がある。
- ・豊明駅に行くのに使いたかったが、9時前に利用したいため不可能であった。
- ・まだ免許を所持しており、チョイソコ利用の必要性がなかった。

地元や周りからの届いた声

- ・登録しないとという意味はあるが、申込書を書くのが億劫で登録していない人がいる。
- ・チョイソコ自体は、結構知っている人が多い。
- ・絵の習い事している人が、キャンバスを持って移動するのが危なく、自転車からチョイソコに切り替えたと聞いた。
- ・福祉体育館に行かれた方は、快適だと言っていた。

改善の提案

- ・65歳以下のため、前後駅には行けなかった。交通が集まる結節地点には、チョイソコで行けるようにした方がいい。
- ・バーコード決済の方法が分からずドライバーに聞いた。また先に払うのか、後に払うのかも分からなかった。そこが不安で利用できない人もいるかもしれないので、何か知れる方法があると良い。

その他質疑や意見

- ・子どもたちが独り立ちし、親世代夫婦2人だけの世帯が増えてきた。今まさに困っているわけではないが、今後10年後・20年後に運転ができなくなったときに困らないよう、長い目で見て検討してほしい。

■今後の流れ

2024年5月 アンケート調査（回答・集計）

2024年6・7月 交通会議

豊明市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

豊明市地域公共交通会議設置条例（平成31年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乗合」及び「、運賃、料金」を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊明市地域公共交通会議設置条例（平成31年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃、料金</u>等に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p><u>（庶務）</u></p> <p>第10条 <u>交通会議の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第11条 （略）</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な____旅客運送の態様_____等に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 （略）</p>

○豊明市地域公共交通会議設置条例

平成31年3月19日

条例第2号

(目的)

第1条 豊明市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (2) 公募等により選出された市民及び利用者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 愛知県の関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 公共交通施策の推進に係る市の職員
- (8) その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員(第3条第2項第2号及び第6号の委員を除く。)は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、その組織を代表する代理人を出席させることができる。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、会議に諮って公開しないことができる。

(1) 豊明市情報公開条例(平成13年豊明市条例第29号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(部会)

第7条 交通会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- (1) 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - (2) 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
 - (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 2 部会は、協議結果を交通会議に提出するものとする。

(関係者の出席等)

第 8 条 交通会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行日の前日において豊明市地域公共交通会議規則（平成 26 年豊明市規則第 40 号。以下この条において「規則」という。）第 3 条の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行日において条例第 3 条の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、条例第 4 条の規定にかかわらず、規則第 4 条の規定による施行日前日における残任期間とする。

(豊明市附属機関設置条例の一部改正)

第 3 条 豊明市附属機関設置条例（昭和 26 年豊明市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

豊明市地域公共交通運賃等協議会設置要綱

(目的)

第1条 豊明市地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス、タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事。
- (2) その他協議会が必要と認める事。

2 次条第1号に掲げる者は、前項の協議をするときは、あらかじめ市民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議に必要な期間までとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者をこれに充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員（第3条第4号の委員を除く。）は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出て、その組織を代表する代理人を出席させることができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

（協議結果の取扱い）

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った事項は、豊明市地域公共交通会議に報告するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

道路運送法 (昭和26年法律第183号)

【旧】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

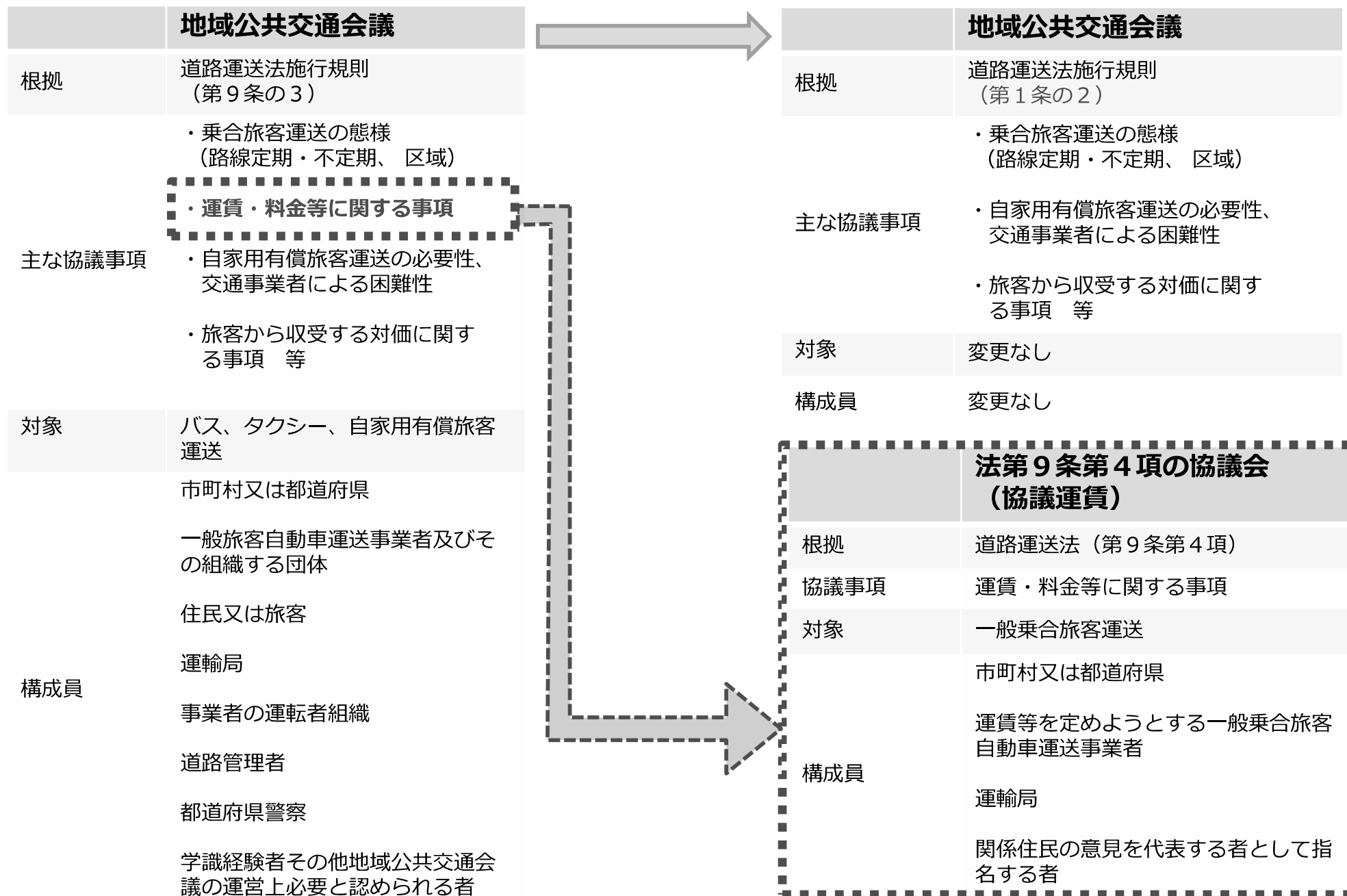
四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議



豊明市地域公共交通活性化協議会への寄附報告について

1 寄附のきっかけ

三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）が主催の『MUFG SOUL』企画に応募
高齢者向けチョイソコ車両への手すり設置が採択され、寄附をいただけることとなった
※MUFG SOUL：グループ各社で、「何かのかたちで社会に貢献したい」という社員の意欲を
サポートするため、ボランティアや寄付活動を支援する制度を導入（MUFG ホームページから）

2 寄附内容

- 内容 ①チョイソコ車両内への手すり設置
金 500,000円
(うち、手すり設置工事費 金 328,757円)
※残予算は他交通事業への流用可のため
活性化協議会予算で受け取り
②三菱UFJ銀行職員がチョイソコ
イベント運営協力（2024年2月1日）



▲車内手すり設置写真

3 残予算の取り扱い

残予算は、令和6年度へ繰越して、
活性化協議会事業等へ流用予定
繰越金額 171,243円

交通計画に位置付けている事業実施を前提に流用することを考えているが、委員の皆様から提案をいただき、活性化協議会で協議のうえ実施する事業等への流用も可能
⇒寄附主体の三菱UFJ銀行に支障ない旨確認済み

4 他事業のご紹介

チョイソコの手すり設置のほか、以下の事業も採択され、寄附による支援によって実施しました。

- 事業名 ～桶狭間の戦い歴史体験～
提灯山の夜空に明かりを灯す（別添チラシのとおり）
所管課 生涯学習課
実施日 令和5年12月9日（土）午後4時から

